

三重県スキー連盟規約

昭和25年 5月25日	規約制定
平成9年 11月16日	全面改訂
平成10年 6月10日	施行
平成13年 12月 1日	改正
平成17年 11月19日	改正
平成21年 11月14日	改正
平成22年 7月24日	改正
平成29年 11月19日	改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、三重県スキー連盟 (SKI ASSOCIATION OF MIE, 略称 SAM) と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を県内で理事会の指定する所に置く。

(目 的)

第3条 本連盟は、三重県におけるスキースポーツを統轄し代表する団体であって、スキー技術の普及、発達をはかり、県民の体位向上、スポーツ文化の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スキーに関する調査と研究。
- (2) スキーに関する研修会、講習会、検定会の開催、および公認資格者の認定。
- (3) スキー大会の開催、および県外スキー大会への選手の選定と派遣。
- (4) スキーに関する刊行物の発行、および配布。
- (5) 全日本スキー連盟に対し、三重県を代表して加盟すること。
- (6) 三重県体育協会に対し、三重県のスキー団体を代表して加盟すること。
- (7) その他本連盟の目的達成に必要な一切の事業。

第2章 加盟団体

(構 成)

第5条 本連盟は、本連盟に加盟をした次の団体で構成する。

- (1) 三重県内に所在するスキー団体。
- (2) 三重県高体連スキー専門部。

(加 盟)

第6条 本連盟への加盟は、次の事項を記載した申込書に会則を添えて、連盟会長に提出し、評議員会の承認を得る。

名称、代表者氏名、申込年月日、および加盟団体年次登録用紙。

- 2 理事会は、評議員会開催までの間、仮加盟の承認を行うことができる。
- 3 仮加盟承認を受けた団体は、第9条、10条の権利義務を負う。

(退 会)

第 7 条 退会は、加盟団体の申し出により理事会が審議し、評議員会に報告する。

(除 名)

第 8 条 加盟団体が次に該当する場合は、評議員会の決議により除名する事ができる。
(1) 本連盟規約に違反し、又は本連盟の名誉を著しく汚す行為があった場合。
(2) 分担金を 2 年以上滞納した場合。

(権 利)

第 9 条 加盟団体は、代表する評議員を評議員会に出席させる事ができる。
2 加盟団体は、本連盟が主催し、主管後援する各種行事に所属会員を出席させることができる。

(義 務)

第 10 条 加盟団体とその所属会員は、本規約、関係諸規程、および本連盟決定事項に従わなければならない。
2 加盟団体は、所属する公認資格者を、未公認の行事に参加させてはならない。
3 加盟団体は、毎年定められた期日までに、別に定める年次登録用紙によって、年次登録をしなければならない。
4 加盟団体は、前条の記載内容に変更が生じた場合、速やかに届け出なければならない。
5 加盟団体は、評議員会の定めた分担金を、毎年定められた期日までに納入しなければならない。
6 加盟団体が、前項の分担金を毎年定められた期日までに納入しない場合、第 9 条の権利を失う。
7 加盟団体は、理事会の 2 3 条 2 項に基づいた要請に応じ、報告する義務を負う。

第 3 章 経 費

(経費支弁)

第 11 条 本連盟の経費は次のもので支弁する。
(1) 資産から生じる果実。
(2) 加盟団体の分担金。
(3) 事業に伴う収入。
(4) 寄附金および助成金。

(会計年度)

第 12 条 本連盟の会計年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとする。

第 4 章 役員・職員

(役 員)

第 13 条 本連盟に、次に定める役員をおく。
(1) 会長 1 名、副会長若干名。
(2) 理事 15 名以上 22 名以下。
(3) 監事 2 名又は 3 名

(選 任)

- 第14条 理事および監事は、評議員会において選任する。
- 2 理事会は、会長1名、副会長若干名の候補者を推薦し、評議員会において選任する。
 - 3 理事は互選で、理事長1名、副理事長若干名を選任する。
 - 4 会長は、緊急の業務を処理するために、常務の理事を指名することができる。
 - 5 監事は互選で代表監事1名を選任する。

(会長の職務)

- 第15条 会長は、本連盟の業務を統括し、本連盟を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順序により職務を代行する。

(理事の職務)

- 第16条 理事長は、理事会の決議に基づき本連盟の業務を執行する。
- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、理事長があらかじめ定めた順序により職務を代行する。
 - 3 理事は理事会を組織し、本連盟の業務を決議して執行する。
 - 4 常務理事は、緊急の業務を処理し、理事会に報告する。

(監事の職務)

- 第17条 監事は、本連盟の財産並びに業務に関し、次に定める業務をおこなう。
- (1) 本連盟の財産の状況を監査する。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査する。
 - 2 監事は、前項の監査結果を理事会、評議員会に報告しなければならない。
 - 3 監事は、前項の報告を行うために必要と認められる場合は、理事会、評議員会を召集することができる。

(任 期)

- 第18条 本連盟役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、その残任期間とする。
 - 3 役員は、任期満了後も後任の役員就任までのあいだ職務をおこなう。

(派遣役員)

- 第19条 本連盟は、理事会の決議により、関係団体に役員を派遣する。

(職 員)

- 第20条 本連盟は、理事会の決議により、臨時または専任の職員を置くことができる。

第5章 評議員

(評議員)

- 第21条 評議員は本連盟加盟団体員で、前年度登録会員数30名未満1名、30名以上2名とし、加盟団体の選任を受けた者とする。評議員に欠員が生じた加盟団体は、速やかに後任を選任し、届け出るものとする。
- 2 加盟団体は、その選出議員に事故あるときは、委任状をもってその職務を代行させることができる。
 - 3 評議員は、1名につき1の議決権を有する。

(任期)

- 第22条 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された評議員の任期は、その残任期間とする。
 - 3 評議員は、任期満了後も後任の就任までのあいだ職務をおこなう。

第6章 理事会

(召集)

- 第23条 理事会は、必要に応じ理事長が召集する。ただし、在職理事数の3分の1以上から付議すべき事項を示して開催を請求された場合、および監事から開催を請求された場合は、臨時に理事会を開催しなければならない。
- 2 理事会に付議する事項は、あらかじめ書面での通知を行うこと。ただし緊急の場合はこの限りでない。

(議事)

- 第24条 理事会は、評議員会に付議する事項のほか、本連盟業務の全般について審議する。
- 2 理事会は、8条に基づく審議に必要がある場合、加盟団体に報告を求めることができる。
 - 3 理事会は、理事長が議長となり、議事録を作成して評議員会に報告する。

(定足数)

- 第25条 理事会は、在職理事数の3分の2以上の出席を要する。ただし予め書面をもって意志の表示がなされた場合は出席とみなす。

(決議)

- 第26条 理事会の決議は、出席理事の過半数をもっておこなう。可否同数のときは議長がこれを決める。

第7章 評議員会

(召集)

- 第27条 評議員会は、年1回以上会長が召集する。ただし理事会が必要と認めた場合、在職評議員の3分の1以上から付議すべき事項を示して開催を請求された場合、および監事から開催を請求された場合は、3週間以内に臨時に評議員会を開催しなければならない。
- 2 評議員会に付議する事項は、2週間以前に書面で評議員に通知を行うこと。
 - 3 評議員会に重要な質疑をする評議員は、1週間以前に書面で質疑の内容を提示しなければならない。

(議 事)

第28条 評議員会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (3) 役員の選任と罷免。
- (4) 規約の改正。
- (5) 連盟の基本財産の処分に関すること。
- (6) 加盟団体の承認、除名に関すること。
- (7) その他連盟の業務に関し重要として理事会が認める事項。

2 評議員会は、会長が議長となる。

3 評議員会は議事録を作成し、議事録署名人を指名する。

(定 足 数)

第29条 評議員会は、在職評議員数の2分の1以上の出席を要する。ただし予め書面をもって意志の表示がなされた場合は出席とみなす。

(決 議)

第30条 評議員会の決議は、出席評議員の過半数をもっておこなう。可否同数のときは議長がこれを決める。

第8章 専門部会

(専門部会)

第31条 本連盟の事業遂行のため専門本部、専門部、専門委員会を設ける。各部会は次のとおりとする。

- (1) 総務本部、競技本部、教育本部。
- (2) 総務部、財務・登録部、大会運営部、アルペン部、クロスカントリー部、管理部、企画部。

2 専門部会は理事会に直属し、本部長、部長は理事会が選任する。

3 専門委員会は専門部に直属し、必要に応じ理事会が設置する。

4 専門部会の運営に関する規程は、理事会の決議により別に定める。

5 理事会は、本連盟の業務遂行に必要な特別部会を、臨時に設けることができる。

(総務本部)

第32条 総務本部は、本連盟の運営に係わる総務、庶務、財務、および渉外等を担当する。

2 総務部は主に、評議員会、理事会、その他当連盟の運営に係わる諸会議の統轄と調整を行う。

3 財務・登録部は、本規約第3章、および第10章に基づいて、決算書、予算書の作成、登録料、分担金、寄付金、助成金の集金、配分および財産の管理を主に行う。

4 大会運営部は、スキー競技会の運営、競技役員の育成と編成を行う。

(競技本部)

第33条 競技本部は、本連盟の競技スキー全般を担当する。

2 アルペン部、クロスカントリー部は、競技スキーの研究、選手の強化育成、競技技術指導員の育成、および競技会運営の協力をを行う。

(教育本部)

第34条 教育本部は、本連盟のスキー及びスノーボード並びに安全対策を担当する。

- 2 企画部は主に、スキー及びスノーボードの検定、研修、強化及び研究し、指導員、準指導員、デモンストレーター、パトロールの養成を行い、スノースポーツの普及に努める。
- 3 管理部は、教育本部の財務、総務全般を担当する。

(指導員会)

第35条 本連盟に公認資格者の親睦団体として、指導員会を設けることができる。

- 2 指導員会会員は、SAJ公認資格者、日本体育協会公認資格者、その他指導員会の認める者とする。

第9章 規約規程

(規約の改廃)

第36条 本規約の改廃は理事会に諮り、評議員会で決議する。

(各種規程)

第37条 理事会は専門部会に諮り、専門部会規程、選手選考規程、名誉役員規程、表彰規程、役員選出規程、その他業務執行に必要な諸規程を設ける。

- 2 規程の制定、改正は、理事会が決議し、評議員会に報告する。

第10章 補 則

(分担金)

第38条 加盟団体の分担金を次のとおりとする。

分 担 金	1 加盟団体につき前年度登録会員数に応じ	
	80名以上	60,000円
	60名以上	50,000円
	40名以上	40,000円
	20名以上	30,000円
	20名未満	20,000円
	学校および高体連	10,000円
入 会 金		20,000円

(認定料)

第39条 本連盟が公認する、スキー行事の認定料、後援料を次のとおり定める。

- (1) 本連盟加盟団体が主催する行事 8,000円
- (2) 官公庁、学校が主催する行事 8,000円
- (3) その他の行事 20,000円
- (4) 技能テスト認定料 7,000円